

社会福祉法人 百鷗

葉山清寿苑 デイサービスセンター（指定介護予防通所介護・第1号通所事業）

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針
2. 事業者の内容等
3. サービスの内容
4. 利用料金
5. 利用料金のお支払い方法
6. サービス利用に当たっての留意事項
7. 非常災害対策
8. 緊急時の対応
9. 事故発生時の対応
10. 守秘義務に関する対策等
11. 利用者の尊厳
12. 虐待防止
13. 職員の研修
14. 衛生管理について
15. 苦情相談窓口
16. 損害賠償について

介護サービス費の自己負担額の概算（例）

（地域区分 5級地 10.45円）

介護度	要支援 2	利用日	週 2 回（月 8 回）	介護保険負担割合	1 割
-----	-------	-----	--------------	----------	-----

内容	単位合計	1 月の料金
①基本料金	436単位×8回＝3488単位	3,645円
②サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援 2 ※月単位	176単位×1回＝176単位	184円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（①～②）×9.2％＝337単位	352円
介護保険費用（計）		4,181円
食事の提供に要する費用	780円×8回	6,240円
1 月の自己負担額		10,421円

※上記金額は端数処理の関係で、実際の請求金額と若干の相違が発生する場合がございます。

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容等

(1) 事業経営法人

法人名 社会福祉法人 百鷗(はくおう)
設立年月日 平成2年2月28日
所在地 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1669
代表者の氏名 理事長 吉田 仁
電話番号 046(878)8900
FAX 番号 046(878)8901

(2) 事業所の内容

事業所名 葉山清寿苑デイサービスセンター(開設年月日:平成3年6月1日)
施設の種類の 指定介護予防通所介護・第1号通所事業
指定番号 神奈川県 1471100089 号
指定年月日 平成18年4月1日
所在地 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1669
管理者の氏名 小倉 信和
電話番号 046(878)8900
FAX 番号 046(878)8901

(3) サービスを提供する地域

葉山町(全域)

(4) 事業所の従業者体制

R3年4月1日 現在

職種	従事するサービス種類、業種	人員
管理者	業務の一元的な管理	1名(常勤兼務1名)
生活相談員	生活相談及び指導	3名(常勤兼務3名)
介護職員	介護業務	11名(常勤兼務3名、非常勤8名)
看護師又は准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	4名(非常勤兼務4名)
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	4名(看護師又は准看護師4名)

※ 従業者体制については通所介護と兼務

(5) 設備の概要

○ 食堂 1 室

○ 機能訓練室 1 室

利用者の目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○ その他の設備

静養室、相談室、事務室等を設けます。

(6) 定員及び営業時間

営業日 毎週月曜日～土曜日(祝祭日営業、ただし1月1日～3日、12月29日～31日は除く)

定員 25 名(通所介護も含む)

営業時間帯 8 時 30 分～17 時 30 分

サービス提供時間 9 時 30 分～16 時 30 分

3. サービスの内容

(1) 送迎

① 送迎車により、事業所と自宅の間を行います。

② 通常の営業時間の利用の方を送迎します。

(2) 食事

利用者に合った食事を提供します。

(食事時間) 12 時 15 分～13 時 15 分

(3) 入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活相談

事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

(6) レクリエーション・クラブ活動

① ご希望により参加していただくことができます。なお、材料代等の実費をいただく場合があります。

② 併設施設において実施される行事等に参加することができます。

③ 行事によっては別途参加料がかかるものもあります。

(7) 排泄

随時、排泄介助をいたします。(オムツ利用の方はご持参下さい)

葉山清寿苑デイサービスセンター（介護予防・総合事業）利用料金表（令和6年6月1日）

この利用料金表は、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

■介護報酬告示額

利用料は、地域区分の単位を乗じます（5級地 10.45円）。

利用料の介護保険分は、介護保険負担割合証による割合を自己負担額とします。

■利用者負担算出方法

地域単価（10.45円）× 単位数 = ○○円（1円未満切り捨て）

○○円 - （○○円 × 0.9（1円未満切り捨て）） = △△円（利用者負担額）

（1）基本料金（1日当たりの自己負担額）

介護区分	単位	利用料（10割）	1割	2割	3割
月4回まで 要支援1	※回数 436単位	4,556円	456円	912円	1,367円
月5回以上 要支援1	※月額 1,798単位	18,789円	1,879円	3,758円	5,637円
月8回まで 要支援2	※回数 447単位	4,671円	468円	935円	1,402円
月9回以上 要支援2	※月額 3,621単位	37,839円	3,784円	7,568円	11,352円

（2）加算料金

内容	単位	利用料（10割）	1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援1 ※月単位	88単位	919円	92円	184円	276円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援2 ※月単位	176単位	1,839円	184円	368円	552円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※月単位	総単位数 × 9.2%			

■その他の費用

- | | |
|-----------------------|-------------|
| （1）食事の提供に要する費用（1回当たり） | 780円 |
| （2）レクリエーション・クラブ活動費用 | 実費 |
| （3）通常の事業実施地域以外の送迎費用 | 1 km当たり 30円 |
| （4）おむつ | 実費 |

※ご用意いただいた物が不足した場合は、費用に応じて事業所の物を使用させていただきますので、後日同等の物をお返しください。

※要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。ただし、要介護認定を受けた後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります（償還払いとなる場合は、保険給付の申請を行うための「サービス提供証明書」を発行します。）。

※経済状況等著しい変化、その他やむを得ない事由が生じた場合、「その他の費用」を変更する場合があります。

※利用者が、利用日当日に利用の中止を申し出た場合は、食事の提供に要する費用をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

指定介護予防通所介護サービス・第 1 号通所事業の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

〔事業者〕

所在地 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1669

事業所名 葉山清寿苑デイサービスセンター(指定番号:神奈川県 1471100089 号)

管理者 小倉 信和

説明者 印(職種:)

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護予防通所介護サービス・第 1 号通所事業について重要事項説明を受け同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

〔利用者〕

住所

氏名 印

〔利用者代理人(後見人を含む)〕

住所

氏名 印(続柄:)

〔連帯保証人〕

住所

氏名 印(続柄:)

(8) アクティビティ

機能向上に向けたアクティビティを実施いたします。

4 利用料金

(1)基本料金(1日あたりの金額)

(2)加算料金等(1日あたりの金額)

(3)その他の費用

①「食費」

②運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

③通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額、自己負担)

5 利用料金のお支払い方法

前項 4 利用料金については、サービスを利用された月末締めで請求書を発行(翌月 20 日まで)にいたします。なお、お支払い方法については、毎月分を翌月の 27 日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

6 サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又その家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を使用する際、必ず職員に声をかけてください。
- ③ 事業所内での金銭及び食べ物のやりとりはご遠慮ください。
- ④ 職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

7 非常災害対策

事業者は、非常災害その他の緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき利用者及び職員等の訓練を行います。

8 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関等必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故の際にとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。なお、利用者又はその家族の個人情報の取扱いにつきましては、別途「同意書」をいただきます。

11 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルによる職員教育を行います。

12 虐待の防止

入所者等の虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じ、全職員を挙げて虐待の防止に取り組みます。

13 職員の研修

職員に対し、研修計画に基づき、その資質の向上のための研修を行います。

14.衛生管理について

サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

従業者等は感染症に関する知識の習得に努める

15. 苦情相談窓口

当事業所のサービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者、又は下記窓口までお申し出ください。

* サービス提供責任者 : 小倉 信和

* サービス相談窓口 : 小倉 信和

TEL 046(878)8900

FAX 046(878)8901

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分)

なお、以下の公的機関におきましても苦情申請等を受け付けております。

* 葉山町福祉課

TEL 046(876)1111

FAX 046(876)1717

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時)

* 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

TEL 045(329)3447

(受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

☆ 苦情処理第三者委員 2 名を選任しています。公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

氏名： 青木 英子 TEL 046(875)9889 (葉山町社会福祉協議会)

氏名： 山浦 彩子 TEL 046(874)5424 (社会福祉法人白鷗監事)

16. 損害賠償について

事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが適当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。